

意見書（案）第3号

会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	高 谷 真一朗
賛成者	〃	大 城 美 幸
〃	〃	嶋 崎 英 治

## 会計年度任用職員制度の改善を求める意見書

2020年4月1日、新たな非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が施行された。コロナ禍において、臨時・非常勤をはじめとする自治体職員が国民、住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善、確保が不可欠である。雇用の安定を図るため、給与水準や労働条件について、同一価値労働同一賃金の促進にのっとりた処遇改善を行うべきである。

しかし、残念ながら賃金・労働条件について、新制度の趣旨、目的とは異なり、常勤職員及び国の非常勤職員との均衡、権衡が図られていない状況にあり、これ以上放置することはできない。

今通常国会に提出される地方自治法改正案において、短時間会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備が行われることは、一歩前進と言えるが、課題はまだ残されている。

よって、本市議会は、政府に対し、会計年度任用職員制度の改善を図るため、下記の事項について、万全の対策を講ずるよう、強く求める。

### 記

- 1 所要額の調査の定期的実施など会計年度任用職員の実態を把握すること。
- 2 勤勉手当の支給が円滑に行われるよう、必要な財源を確保するとともに、自治体に対する周知・啓発を図ること。
- 3 有給の夏季・冬季休暇の付与について、正規・非正規労働者の中で取扱いが異なることについて、「不合理な格差」に当たるとした最高裁判決も踏まえ、国、地方ともに常勤職員と同じ取扱いとすること。
- 4 会計年度任用職員の賃金が最低賃金以下とならないよう、給与水準を引き上げること。
- 5 会計年度任用職員の実態や当事者の意見を踏まえ、格差を是正、解消するため、引き続き必要な制度の改善をすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年3月29日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち